

## 「進学届」提出時に、変更できる項目

※ただし、一度辞退で提出した場合、辞退の取消はできません。ご注意ください。

| 項目               | 可否         | 備考   |
|------------------|------------|--|
| すべての奨学金の辞退（全部辞退） | 可          | 「進学届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものと扱います。   |
| 貸与奨学金のみ辞退（一部辞退）  | 可          | 但し、「入学時特別増額貸与奨学金」は単独での貸与はできません。必ず第一種奨学金又は第二種奨学金と併用する必要があります。   |
| 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退 | 可          | 但し、労働金庫の「入学時必要資金融資」を利用している人は、辞退できません。  |
| 給付奨学金のみ辞退（一部辞退）  | 可          | 学校に申し出て手続きの方法を確認してください。  |
| あなたの氏名（カナ氏名を含む）  | 不可         | 進学届では決定通知に記載されている氏名を入力したうえで、進学届提出後に学校を通して別途改氏名等の手続きを取ることが必要となります。必ず進学届提出前に大学に申し出て、必要な手続きの案内を受けてください。   |
| あなたの生年月日         | 可          | 「進学届」提出画面にあなたが予約採用申込時に登録した生年月日が表示されます。万が一、誤っている場合には「進学届」提出時に変更することができます。   |
| 生計維持者情報          | 死別・離別の場合は可 | 予約採用申込時から進学届提出までの間に生計維持者に変更（生計維持者と離別・死別等した）が生じている場合には、進学届にて生計維持者の変更ができます。進学届提出時の生計維持者等の情報に基づき、10月に支援区分が見直されます。なお、予約採用申込時の申告誤りや申告漏れにより生計維持者の変更がある場合は、学校へ申し出てください（在学採用での再申込が必要です）。 |
| 貸与月額             | 可          | 貸与奨学金は、卒業後に返還が必要です。返還の負担を考慮して、必要最低限の金額となるよう計画的に利用しましょう。  |
| 利率の算定方法          | 可          |  |
| 返還方式             | 可          |  |
| 保証制度             | 可          | 返還方式を「所得連動返還方式」と選択した第一種奨学金は、「機関保証」とする必要があります。  |
| 奨学金振込口座          | 可          | 学生名義の振込口座を指定してください   |